

岡崎市議会議長 様

支出番号

会派名

チャレンジ岡崎

代表者名

杉山 智騎

下記のとおり、政務活動を実施したので報告します。

政務活動報告書

令和6年3月29日提出

活動年月日	令和5年5月8日(月)～令和5年5月12日(金)	
氏名	近藤 敏浩	
用務先 及び 内 容	1 5月8日	用務先 滋賀県大津市 全国市町村国際文化研究所 (JIAM) 内 容 市町村議会議員研修 [5日間コース]
	2 5月9日	用務先 滋賀県大津市 全国市町村国際文化研究所 (JIAM) 内 容 市町村議会議員研修 [5日間コース]
	3 5月10日	用務先 滋賀県大津市 全国市町村国際文化研究所 (JIAM) 内 容 市町村議会議員研修 [5日間コース]
	4 5月11日	用務先 滋賀県大津市 全国市町村国際文化研究所 (JIAM) 内 容 市町村議会議員研修 [5日間コース]
備 考		

岡崎市議会議長 様

支出番号

会派名

チャレンジ岡崎

代表者名

杉山 智騎

下記のとおり、政務活動を実施したので報告します。

政務活動報告書

令和6年3月29日提出

活動年月日	令和5年5月8日(月)～令和5年5月12日(金)	
氏名	近藤 敏浩	
用務先 及び 内 容	1 5月12日	用務先 滋賀県大津市 全国市町村国際文化研究所 (JIAM) 内 容 市町村議会議員研修 [5日間コース]
	2	用務先 内 容
	3	用務先 内 容
	4	用務先 内 容
備 考		

令和5年度 研修報告書

チャレンジ岡崎 近藤 敏浩

1. 研修日程

令和5年5月8日(月)～令和5年5月12日(金)

2. 研修先及びカリキュラム

滋賀県 大津市 全国市町村国際文化研修所 (JIAM)

市町村議会議員研修 [5日間コース]

新人議員のための地方自治の基本

3. 研修内容及び日程

○5月8日(月)

14:00～ 入寮受付・昼食

16:00～ 開講式・オリエンテーション

17:30～ 交流会

○5月9日(火)

9:25～12:00 講義 「地方自治制度の基本について」

同志社大学 政策学部 大学院総合政策科学研究科 教授 野田遊氏

これから的地方自治を考える上で、地方議員が理解しておくべき地方自治制度に関する基本事項や、地方分権改革の経緯について学びます。また、地方自治を取り巻く最新の動向についても様々な観点から考えます。

13:00～14:10 講義「個人情報保護法と地方議会」

個人情報保護委員会事務局 研究官 松本秀一 氏

個人情報保護法及びその運用の基本的な考え方について学び、地方議会における個人情報の保護について理解を深めます。

14:25～17:00 講義 「地方議会制度と地方議会改革の課題について」

大正大学 社会共生学部 教授 江藤俊昭

地方議会の仕組みや権限、議会と首長・住民との関係等について理解を深めます。また、昨今の議会改革の動向やその課題から、今日の地方議会のあり方を考えます。

○5月10日(水)

9:25～15:35 講義 地方議会と自治体財政

武庫川女子大学 経営学部 教授 金崎 健太郎 氏

予算・決算の仕組みや自治体財政の見方、地方交付税とは何か、財政診断の考え方など市町村議会議員が知っておきたい自治体財政の仕組みやポイントを基礎から学びます。

15:50～17:00 演習 意見交換・質疑応答

武庫川女子大学 経営学部 教授 金崎 健太郎 氏

講義を踏まえ、自治体財政に関する意見交換や質疑応答を行います。

○5月11日（木）

9:25～12:00 講義 地方議員と政策法務

新潟大学 副学長・経済科学部 教授 宮戸 邦久氏

地域独特の政策を実現していくために、地方議員に必要とされる政策法務の
基本的な内容や考え方、また、条例制定の意義や動向について学びます。

13:00～15:35 演習 条例演習・意見交換

新潟大学 副学長・経済科学部 教授 宮戸 邦久氏

各グループにわかれ、受講者が属する市町村の特徴的な条例や関心のある
条例を報告し、グループ内で各条例の特徴などを共有し認識を深めます。

15:50～17:00 演習 発表・全体討議・まとめ

新潟大学 副学長・経済科学部 教授 宮戸 邦久氏

グループ内で共有した内容を班ごとに発表し、全体で討議を行います。また、
まとめの講義によって理解の定着を図ります。

○5月12日（金）

9:25～12:00 講義 これから的地方議員に期待されていること

上智大学 法学部 教授 三浦まり氏

【研修内容】

研修に使用された資料は公表されておらず著作権との関係上、著作権法で認められた私的使用
のための複製（第30条）等以外は、いかなる方法や目的であれ、無断で複製や転送等を行わない
ようにとの記載がある。その点に十分配慮したものとする。

○5月9日（火）

9:25～12:00 講義 「地方自治制度の基本について」

同志社大学 政策学部 大学院総合政策科学研究科 教授 野田 遊氏

○5月9日（火）

13:00～14:10 講義 「個人情報保護法と地方議会」

改正個人情報保護法と、マイナンバー法への地方公共団体に
おける対応について

個人情報保護委員会 研究員 松本 秀一氏

I 個人情報保護委員会

- ・個人情報保護委員会の所掌事務
- ・個人情報保護に関する基本方針の策定推進
 - <監視監督等><国際協力>
 - <苦情斡旋><広報啓発>

安全管理装置義務

安全管理措置に関する指針

委託において構すべき安全管理措置

II 令和 3 年開成個人情報保護法

- ・デジタル社会形成、整備法に基づく改正
- ・官民を通じた個人情報の保護と活用の強化。
- ・医療分野、学術分野における規制の統一
- ・学術研究に係る適用除外規定の見直し等
- ・①国の行政機関及び独立行政法人等
- ②地方公共団体の期間及び地方独立行政法人
- ①②にも、個人情報保護法が適用されることとなる

事案発生時の対応

委員会への漏洩等報告

(方法がわからないなど、ログの分析は 7 割不備
委員会では、ログの分析を求めていない)

漏洩等の発生状況

地方公共団体に係る令和 3 年改正法の趣旨

社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通の両立が要請される中、団体ごとの個人情報保護条例の規定運用の相違がデータ流通の支障となり得る。また求められる保護水準を満たさない団体があるなどの指摘があった。

独立した機関による監督等を求める EU における GDPR 一般データ保護規則充分性認定など、国際的な制度調和と G20 大阪首脳宣言における DFT(信頼ある自由なデータ流通)などわが国の成長戦略への整合の要請

全国的な共通ルールを法律で規定するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体の的確な運用を確保

令和 3 年改正法により期待される具体的な効果メリットの例(地方公共団体の視点から)

1 医療機関同士の連携

2 感染症や大規模災害等への対応の迅速化

3 保護の水準の全国的な底上げ

4 住民にとってわかりやすい制度

委託先事業者による漏洩例

ハードディスクドライブの流出(監視カメラがあつたが、記録を見ていません)

USB メモリーの紛失

IIIマイナンバーカードへの対応

マイナンバーガイドラインの概要

安心安全の確保

マイナンバーガイドラインの趣旨

マイナンバーガイドラインの種類

ガイドラインの総論

ガイドラインの目的位置づけ

番号法と個人情報方法及び個人情報保護法施行条例との関係

特定個人情報の取り扱いにおいて必要となり得る個人情報保護法施行条例の改正等

利用事務

提供制限

個人番号カードの利用

利用制限

番号方があらかじめ限定的に定めた。事務以外で利用する事は不可。

例外的な利用は①金融機関が、激甚災害時等に金銭の支払いを行う場合②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難である場合に限定

提供の制限

事務処理の必要

限定的に明記された場合を除き、提供を求める事は不可

限定的に明記された場合を除き、個人情報の提供の不可

収集保管制限

限定的免査を除き、収集保管不可

不要となった場合、保存期間を経過した場合、廃棄または削除しなければならない

委託

委託者は委託先において番号法に基づき、個人番号利用事務等を行う。委託者が果たすべき、安全管理措置と同等の措置が講じ、られるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

委託先が採択する場合は、最初の委託者の許諾を得た場合に限り採択をすることができる。再々委託以降も同様。

IV 事例 こんな時どうする？

委員会における監視活動

漏洩等に関する本人への通知

など

○5月9日（火）

14：25～17：00

講義 「地方議会制度と地方議会改革の課題について」

大正大学 社会共生学部 教授 江藤俊昭

地方議会制度と地方議会改革の課題

『住民自治の根幹』としての議会の作動

大正大学 社会共生学部 公共政策学科 教授 江藤 俊昭氏

地方議会改革 コロナ禍での副産物

①不要不急ではない

② 2つの副産物 BC P 策定改正とオンラインの導入

な作法 質問による実現も目指すが、議会として受け止める

3 質問作成の作法、質問作成の道具
素材の活用ネットワーク

質問質疑を議会力アップに

質問は何に対して聞いても良い

質疑は議題に対して聞くこと

1 質問の議会運営における位置は、最も華やかで意義ある発言の場で良いか

質問は重要だが、質問だけであると議会は分析する。また議案審査の重要性

2 質問の空間時間 実現を早退化する 議会の多様

質問作成の作法

ストーリーの構想

何が問題か明らかにしたい

問題を解決に向かい成功例失敗例

課題と解決に向け、何からヒントを得たのか

いつ一般質問で問うか 提案するか

新人に向けたアドバイス 1行目の時に変だと思うことをメモ書きしておく 長老議員と連携

質問作成の作法	議会報告会を起点とした政策作り
問題意識の明確化	
質問により、勝ち取る目標	犬山市議会
論理構想	市民フリースピーチ制度
想定問答を作成	公募市民が議場で姿勢に関する提案を行い、それを市民からの提案として議会審議に活かす
住民の根幹としての議会の作動	
ビヨンド、コロナの議会運営づくり	議員報酬をめぐる 5 つの誤解がある対してその本質は
BCP 策定のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ①原価方式は重要であるが、活動内容にまで踏み込むこと ②多様な指標想定は必要だが、原価方式に収斂すること ③議員は非常勤でなく、議員の位置づけが必要 ④議会側に特別職報酬等審議会設置が必要 ⑤報酬の根幹である議会の構成委員の条件である
訓練改正すること、召集する人員の順位を決める	
自治体に住んでいるかが参集順位を決める	
災害本部を設置するなら、議会側に議会事務局を置く	
豊島区の例、災害、地震、台風など状況ごとに分けて策定	新しい原価方式とは
行政側が BP を策定するなら、議会側はチェックすること	議員報酬については、主として小規模、市町村において、それだけでは整形を維持できないほどの低水準であり、そのことが議員のなり手不足の要因であるとの指摘
コロナ禍の中開催されたオンライン委員会 自然災害の中でも行えるようにする	議員報酬の議員のなり手不足とだけで理解するのは嫉妬である。議会力アップに連動し、そのことが議会議員の魅力を住民に伝える。それゆえに議員報酬とつながる論点も必要である。
出産、育児介護においても規定を設ける	議会改革による市民教育の充実
総務省の方針が絶対ではない。正しいかもしれない程度で考えること。	選挙年齢の 18 歳への引き下げに伴い、市民教育試験者教育の議論が盛んに行われている不十分である。学校教育は重要であるが、まちづくりにかかることで、政治や行政への参加による実感ある市民教育を進めること、住民自治の作動につなげることこれら 2 つを行う中で、抵当票率や無投票当選者率増大に見られる地方政治の負の連鎖からの脱却を図る機会としたい
Zoom 等は本会議でもできる。しかし評決では不可	可児市の例委員会が代表質問時、議案を出す市民の意見を議案として出す
議案審議、討論では不可	
地方自治制度の課題	
議会を地域経営に組み込め	
首長と議会は癒着も不毛な対立も避けよ 主張と新たな関係も策を	
議会を討議と決定の場にすることが必要	
政党が文献化しないと中央集権制は継続	
飯田市議会の例 第 2 回定例会において、6 月の議会報告会における市民意見等に基づく事務事業の抽出選定をする。第 3 回定例会。9 月において行政評価による決算審査への判例を行う。第一回定例会。2 月から 3 月予算審査における提言内容のチェックを行う。	埼玉県寄居町 24 ページある。2 階の地半分が議会

と住民で一緒になって取り組んでいる部分である。
一般質問の目次が総合計画を拡大化縮小で分かれ
ている

神奈川県開成町

茨城県取手市

議会便りが A4 で 4 ページのみ一般質問を QR で読み込めるようになっている

一般質問でのテーマを可視化する目的

96 条と 149 条について

被害とは、公開の場で討議するもの

重要議案が出たら、一問一答とするべし。市長の反問権もある。

議会で議案の良い点や悪い点を説明するべし。議案に入ったもの。それから漏れたものの説明もあり。

栗山町無投票であったが、新陳代謝も進んでいる議員の学校(内容は総合計画、財政一般質問、シミュレーション)

を開催。参加者 13 名のうち 3 名が立候補し当選
飯綱町政策、サポーターが行政をチェック、住民のための議会となる

いなべ市、議会基本条例による

形式的ではなく、目的は住民の福祉の向上につながるかどうか

長野県飯田市はツートップ制度

低減のみならず総合計画議決して、常任委員会あたり 20 項目。8 月下旬に持ち込む項目の拡大、継続。廃止縮小の理由をつけること。委員長報告と

して 9 月議会で決算審議提言監視する。評価するものから提言するものに 1 年間を通していつでもできる。事前準備が必要だが、サイクルとして飯田会津若松

4 年間の任期で、目標を決めて

いいなべ市は、議会改革において

日本生産性本部に分析を頼む商品の性質により生産の質が変わる

執行機関がサイクルを回しているのではなく、議会が回さなければならない。住民の福祉ウェルビーニングのために

犬山市の市民フリースピーチ日曜日に開催したことにより工房斜め 1 人 5 分間話す。議員から質問が来る制度も問題があるの。では全員協議会でやるように一般質問してからこれを深めよう 1 名を全員のものに

議会報告会 集まりが悪い場合

議会本体を公開にする

行政改革=効率

議会改革=住民の声を聞くこと

住民と一緒にになって考え

手数を人口減により、20 年前から自治体で決める方式にしたところきた議員は、60,000 人から 32,000 人へ減少

1 常任委員会あたり 78 人は必要

○5 月 10 日(水)

9 : 25~15 : 35 講義 地方議会と「自治体財政自治体予算を考える」

武庫川女子大学 経営学部 教授 金崎 健太郎 氏

【講師紹介】

金崎健太郎 KANASAKI Kentaro

博士（社会工学）Ph. D. in Policy and Planning sciences

武庫川女子大学教授、総務省自治大学校客員教授、全国市町村国際文化研修所客員教授

京都府舞鶴市出身 京都大学法学部卒業

筑波大学大学院システム情報工学研究科博士後期課程修了
 1992年自治省（現総務省）入省 佐賀県財政課長、佐賀県総括政策監、
 和歌山市副市長、サッカーリーグ（株）サガン・ドリームス取締役、
 総務省選挙部企画官、札幌市財政局長、内閣官房内閣参事官、
 東京大学大学院客員教授、関西学院大学法学部教授等を経て、
 2020年4月から現職

自治体予算の原則

- 予算とは 一般会計年度（4月1日～翌年3月31日）の歳入と歳出の見積り（法208①、210）

会計年度は独立 各会計年度の歳出は、その年度の歳入を充当。

総計予算主義 収入のすべてを歳入予算に計上、支出のすべてを歳出予算に計上。

- ◆ 歳入予算とは収入の見積り。
- ◆ 歳出予算見積りであると同時に、支出の限度と内容を制限する拘束力を持つ。

予算の意義

- ①自治体の行政がどのように行われるかを具体的に表現した一覧表
- ②住民を代表して議会が首長をコントロールする手段。（議決により首長に執行権を賦与）
- ③予算を通じて首長が行政執行をコントロール
- ④住民に情報提供、納めた税金がどのように使われ、効果が住民に還元されるかを判断する基礎

予算のルール

- ◆ 会計年度独立の原則 各会計年度の歳出は、その年度の歳入を充当
- ◆ 総計予算主義の原則 収入のすべてを歳入予算に計上 支出のすべてを歳出予算に計上
- ◆ 予算単一主義の原則 予算はシンプルに（単一の予算書、年1回の編成）
- ◆ 予算統一の原則 予算は統一的につくって執行（形式面、手続き面で一貫した秩序）
- ◆ 予算事前決議の原則 予算は、会計年度が始まる前に議会で議決
- ◆ 予算公開の原則 予算は、住民にオープンに

予算の編成から成立・執行まで

- 当初予算は約半年かけて自治体の全組織を挙げて作られる。市長に調整権、議会に提案、議会が可決。
 - 財政運営の統一、責任の所在の明確化。
 - 予算要求を財政部局が査定。8月ごろをサマーレビューといい新規要望はここまでに。

議会における予算審議

- 新たな款項を追加、継続費・債務負担行為等に新たな事業を追加する修正は発案権の侵害となる。
- 議会は長の予算の発案権を侵さない限りにおいて、増額議決ができる。（法97②）増額とは：予算全体を増額、全体は変えずに各款項を増額。

予算の再議

- 法令により負担する経費や義務費の削減・減額の議決の場合、首長は再議に付さなければならぬ。
- その他予算に関する議決に首長が異議がある場合、再議に付すことができる。
- 再議に付された議決は、当該議決のときにさかのぼって効果を有しないこととなる。
- 非常災害対策または感染症予防費の削減減額議決は、首長は理由を示して再議の義務。議会がなお削減・減額したときは、首長は不信任の議決と見なすことが出来る。その場合議会の解散または首長の失職。
- 自治体財政健全化法案第17条、財政再生計画に係る再議。

予算を伴う条例案と予算の関係 (法222)

- 財政負担を伴う条例案 その他議会の議決案件は首長に対して議会提案の制限がある。
- 長は必要な予算上の措置が的確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は議会に提出できない。

専決処分

- 専決処分の趣旨を逸脱する目的での行使は違法。予算のチェックポイント

予算編成から決算までの流れ 予算編成から決算までの一連の流れを説明。

予算議案 議案書の目次の説明。

予算に関する説明 資料の解説

歳入歳出予算

- 歳入：性質によって款に大別、各款中には項に区分。
分類は全国一律。款、項=議決科目 目、節=執行科目。
- 歳出 目的別に款に、各款中は項に区分 項の内訳は目的別に目、性質別に節に区分。
分類は全国一律。款、項=議決科目 目、節=執行科目。

予算その他 繼続費 繰越明許費 債務負担行為 地方債 一時借入金の説明。

- 歳出予算の各項間の流用：歳出予算の各款の中で、項間での流用を認めるというもの 職員給与等について過不足が生じた場合への対処として定められる。
- 予備費：予算外の支出、予算超過の支出に充てるために計上が義務付けられている。議会が否決した使途には充当不可。

予算案のチェックポイント

1 予算全体への視点

- ① 予算規模（全体の俯瞰図を得る）
- ②財源不足の発生の有無、その処理（会計年度独立の遵守）
- ③一般財源の確保の状況 ※ 一般財源：使途の特定がない財源 地方税、地方交付税など。

2 健全な財政運営の視点

- ①将来の財政負担の見通しと抑制：毎年議論が必要。
- ②義務的経費の状況
- ③基金の積立・取崩しの状況
- ④行財政改革の推進

バランスが理想

3 予算に盛り込まれた政策・事業への視点

歳入予算の基礎とチェックポイント

歳入のチェックポイント

- 岁入に関する基本原則 **地方財政法 3、4、4 の 2**

翌年度以降も健全な財政運営ができることを視野に入れ毎年議論

【予算編成段階】 · あらゆる資料に基づく正確な捕捉

· 経済の現実に即応した収入の算定

【予算執行段階】 · 適実且つ厳正な収入の確保

- 自主財源と一般財源

自主財源：自治体が自主的に収入しうる財源。反意語は依存財源。

【地方税、分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入】

一般財源：使途が特定されずどのような経費にも使用できる財権。反意語は特定財源。

【地方税、地方譲与税、地方交付税、地方消費税交付金等の交付金】

地方税：市町村税収の基幹税目は「固定資産税」と「市町村民税」

法人関係税は都市部への偏在のほか景気による税収変動が大きい。

市町村の歳入の約四割が市町村税。しかし約 2/3 の市町村はそれを下回る。

地方交付税：自治体間の財源の不均衡を調整し、一定の行政サービスを提供し得る財源を保証。

標準的な財政需要を上回る自治体には交付されない（不交付団体）

地方交付税の仕組み

- ◆ 地方交付税の財源は、国税の一定割合=地方固有の財源。
- ◆ 国税の形で国が変わって徴収。合理的基準で自治体に再配分。
- ◆ 地方交付税の種類：普通交付税（94%）特別交付税（6%）

- 地方交付税の交付期間 普通交付税 4月 6月 9月 11月 特別交付税 12月 3月

（毎年 7月頃に年間交付額確定）

- 地方交付税の財源

所得税	×	33.1%
-----	---	-------

法人税	×	33.1%
-----	---	-------

消費税	×	22.3%
-----	---	-------

酒 税	×	50.0%
-----	---	-------

地方法人税	×	100%
-------	---	------

※地方消費税は除く

(1.7%)

地方交付税の算定方法

$$\boxed{\text{基準財政需要額}} - \boxed{\text{基準財政収入額}} = \boxed{\text{普通交付税額}}$$

基準財政需要額の説明も受けた。

臨時財政対策債について

- 地方交付税の機能：どの自治体でも一定のサービスを提供できるよう財源を保障。
- 国税5税の一定割合（法定率分）では実際は、必要額が不足。
- 毎年度加算が行われ自治体に配分。

課税自主権

超過課税：法定された標準税率と異なる税率を条例によって定めることができる。

法定外税：条例によって法律に定めがない税を創立できる。総務大臣の同意が必要。

地方債

地方公共団体が一会計年度を越えて行う借入。反意語は一時借入金。

自治体の経費は地方債以外の収入でまかなうのが原則。よって発行対象経費の制限がある。

発行対象経費は建設事業の経費 災害対応の事務経費 地方債の借換 地方公営企業の経費 出資金・貸付金。

法律による特例で発行できる経費 臨時財政対策債 過疎対策事業債 退職手当債。

地方債発行に関する制限

(制限されないものの理由の説明)

建設事業の経費

世代間の公平

災害対応の事務経費

予定外の経費金額も大

地方債の借換

新たに債務を増やすものではない

地方公営企業の経費

将来の利益からの返済が期待

出資金・貸付金

配当金元利償還金が戻る

臨時財政対策債 過疎対策事業債 退職手当債の発行は別途法律の規定が必要。

その他の歳入

分担金及び負担金・使用料及び手数料：単価の適正化、自動販売機設置の目的外使用料、広告収入の確保他。

財産収入：未利用の財産の積極的な活用、売却可能な財産の売却、基金の効率的な運用 ほか。

寄付金：ふるさと納税のPR・利便性向上 ほか。

歳出予算の基礎とチェックポイント

歳出に関する基本原則

- ①住民のニーズの反映、地域課題への対応
- ②事業の必要性・緊急性、費用対効果
- ③行政改革の視点
- ④次年度以降の展開への考慮
- ⑤合理的な経費の見積もり など

歳出のチェック

目的別と性質別に分析

歳出のチェックポイント

◆ 義務的経費（人件費）

ラスパイレス指数：一つの自治体の給与水準（月額給与）を国家公務員と比較した指数
学歴経験年数の差により影響を補完補正

◆ 義務的経費（扶助費）：生活保護 保育所の整備運営 小児医療費助成 障害者介護自立就労支援医療費補助など

- ◆ 義務的経費（公債費）：過去に発行した地方債の償還金
- ◆ 投資的経費 : その水準は将来の交際費につながる
- ◆ 繰り出し金 : 後期高齢者医療事業会計 介護保険事業会計 国民健康保険事業会計 公営企業会計などへ 地方公営企業は独立採算が原則ただし繰り出し基準による負担区分ルールあり

令和4年度西宮市当初予算案をチェック

👉 実際の地方自治体の当初予算案を歳入歳出のチェックポイントに沿ってチェックしてみる。

演習：意見交換会

受講者を5～6人に分けグループで意見交換会を行う。

事前に提出したテーマに対して意見交換をする予定であったが、それぞれの自治体間で予算審議の進め方に違いがあり、情報共有に時間を割いたため、意見交換会に至らなかった。

提出テーマ：専決処分を認める基準はどう決めるべきか。

- : 決算審査において何を確認すれば良いのか。どのような数字を要求し審査するのか。
- : 決算が予算に反映されていない。そのため毎年同じことが指摘される。
- : 下水道の老朽化が進んでいて受益者負担として上げていない。負担をお願いすると料金が跳ね上がる。
- : 住民公聴会を活用し予算審議をしている議会の事例を聞きたい。
- : 住民に理解を促し誤解をさせないようきめ細かな情報提供の工夫を聞きたい
- : 予算審査にかける議会での時間の少なさや、議員同士での意見交換の場もないで、一議員対執行部との質疑応答に終始しています。有志勉強会を持ってそれぞれの担当部署を決めたらいいと思っているのですが、早く終わらせたい議員が大半なのでそこまでには至っていません。議会改革の必要性を感じています。
- : 予算審査と同様に決算審査も一日で終わり、議員同士での意見交換は行われていません。今年行われました自治体決算の基本と実践の議員研修にも参加しましたが、ほかの議会のように次の予算に関して物申すというようなまとめも行っていない状態です。

財政の状況把握① 財政診断

実質収支 岁入と歳出の収支は合っているか

- 形式収支 = 岁入決算額 - 岁出決算額
- 実質収支 = 岁入決算額 - 岁出決算額 - 翌年度への繰越財源
 - ❖ 黒字か赤字かを判断する際の中心

実質収支比率 岁入と歳出のバランスの程度を見る

- 実質収支比率 = (実質収支額 / 標準財政規模) × 100
 - ❖ 目安として 3~5% 程度が望ましいと言われている。

単年度収支 実質単年度収支

- 単年度収支 = 実質収支 - 前年度の実質収支

- ✧ 実質収支を前年度と比較 増→ その年度では現金が余った。減は不足。
- 実質単年度収支=単年度収支+財政調整基金積立額+地方債繰上償還額-財政調整基金取り崩し額
 - ✧ 実質単年度収支の赤字が継続すると次第に財政が 危険水域へ

財政力指数 財政面での豊かさの程度は

- 財政力指数= 基準財政収入額／基準財政需要額（過去3年間の平均値）
 - ✧ 財政力指数が高いことは 留保財源が大きく財源に余裕があるということ
 - ✧ 基準財政需要額 - 基準財政収入額 = 普通交付税額

経常収支比率 経常一般財源のうち、どの程度が経常的な経費にとられているのか

- 経常収支比率 = (経常経費充当一般財源 ÷ 経常一般財源) × 100

実質赤字比率 健全化判断比率のうちのひとつ

- 一般会計・特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
 - 標準財政規模（その団体の標準的な一般財源額）
 - ✧ 一般会計等の赤字の大きさを、その団体の財政規模に対する割合で表したもの
 - ✧ 早期健全化基準 市区町村財政規模に応じて 11.25%～15%

連結実質赤字比率 健全化判断比率のうちのひとつ

- 連結実質赤字額（一般会計等の実質的な赤字額）+公営企業特別会計の実質的な資金不足額
 - 標準財政規模（その団体の標準的な一般財源額）
 - ✧ 公営企業含む全会計の赤字の大きさをその団体の財政規模に対する割合で表したもの
 - ✧ 早期健全化基準 市区町村財政規模に応じて 16.25%～20%

実質公債費率 健全化判断比率のうちのひとつ

- (地方債の元利償還金A+準元利償還金B)-(特別財源+A・Bにかかる基準財政需要額の増分)
 - 標準財政危機（その団体の標準的な一般財源額）-A・Bにかかる基準財政需要額の増分
 - ✧ 準元利償還金Bは、公営企業の借金返済のうち一般会計等の負担分、一部事務組合の借金の返済のうち当該自治体負担分、満期一括償還の地方債の年割額、債務負担行為に基づく支出中の準公債費・利子補給金、一借利子
 - ✧ 早期健全化基準 25% 財政再生基準 35% ※ 夕張市は 70%

将来負担比率 健全化判断比率のうちのひとつ

- (※) 将来負担額 - 基準財政需要額算入見込額
 - 標準財政規模（その団体の標準的な一般財源額）- 基準財政需要額算入見込額
 - ✧ 一般会計等の借入金や、第3セクター等まで含めた将来支払っていく可能性のある負担額の大きさを、その団体の財政規模に対する割合で表したもの（将来の財政圧迫の可能性を表す）
 - ✧ 早期健全化基準：都道府県・政令市 400%、市区町村 350%（平均 都道府県 171.3 市町村 24.9）

- ❖ ※ 将来負担額①普通会計の地方債現在高②債務負担行為に基づく支出予定額③事業会計の地方債元利償還金への普通会計の負担見込額④一部事務組合等の地方債元利償還金への負担見込額⑤職員の退職手当の普通会計負担見込額⑥第三セクター等の負債にかかる負担見込額⑦連結実施赤字額⑧一部事務組合等の連結赤字額のうち通会計負担見込額

財政の状況把握② 地方公会計の活用

◆ 地方公共団体と民間企業の会計の違い

- 地方公共団体の会計処理原則は現金の収支に着目した現金主義会計であり、一方、民間企業の会計処理原則は経済事象の発生に着目した発生主義会計である。現金主義会計は現金支出を伴わないコストの把握ができない、そこで地方公共団体の会計に現金主義会計に加えて発生主義会計を取り入れることで減価償却費、退職引当金等のコスト情報が見える化できる。
- 地方公共団体は経済取引の記帳を現金の収入・支出として一面的に行う単式簿記の手法で行う。一方、民間企業は経済取引の記帳を借方と貸方に分けて二面的に行う複式簿記の手法で行う。そこで地方公共団体の会計に単式簿記に加えて複式簿記を取り入れることで資産等のストック情報が見える化となる。

◆ 地方公共団体における 財務諸表の作成

- 現金主義会計・単式簿記では見えにくいフローとストックの情報を明らかにすることで財政の透明性を向上。
- 平成18年から地方公共団体に連結ベースでの財務書類4表の整備が、さらに、平成28年度決算からは統一的な基準による財務書類の作成が求められている（平成31年まで）
- ❖ 財務書類4表は①貸借対照表②行政コスト計算書③純資産変動計算書④資金収支計算書

◆ 地方公会計と公共施設の適正管理の連携について

- 地方公会計と公共施設等の適正管理をリンクさせることによって公共施設等のマネジメントをより効果的に推進することが可能となる。人口減少など社会状況の変化が予想される地方公共団体にとって公共施設の適正管理はより一層重要となる。

演習：まとめ・質疑応答

講師は、財政的に危険水域にある地方公共団体の状態の見える化のために会計のルール作りに携わった経験を持つ方で、それだけに講義は的確で分かりやすかった。講義の内容については質疑の隙を与えない、そんな印象を受けた。質疑に立った受講者は自らの意見を述べていたようであった。予定されていた受講者発表も印象がない。

【研修を受講しての感想】

自治体予算の原則・制度、歳入・歳出予算の基本的事項、財政診断について良く学べた。今後もそれについての学習を続け、岡崎市の財政運営について理解し、的確な予算審議ができる能力をさらに身につけたいと考える。

市議会議員となって二年が経過しようとしている今となって、初めて予算の基礎とチェックポイントや、財政診断の方法などについて研修を受けた。もちろん、どの用語も一度は目にした事のあるものばかり

りではあるが、書籍やインターネットで調べた時よりも、実際に研修を受けた今の方がより一層深い理解を得られたものと思う。コロナ禍の中とはいえ、市議会議員となってすぐにこの研修を受けられなかつたことが悔やまれる。受ける価値のある、受けるべき研修であったと思う。他の市議に受講を相談されたとしたら、まよわず、受けると良いと答えるつもりである。